

汚染の概要及び対応

西本町1丁目地内の事業場において、土地所有者が自主的に実施した土壌汚染状況調査の結果、有害物質である水銀（土壌溶出量）及び鉛（土壌含有量）を検出したとの報告がありました。

1 調査の概要

事業場敷地内の7箇所で土壌分析した結果、1箇所で土壌溶出量基準を超過する水銀、また別の1箇所で土壌含有量基準を超過する鉛を検出。

- ・水銀及びその化合物（土壌溶出量） 0.0007mg/ℓ
〔土壌溶出量基準 = 0.0005mg/ℓ〕
地下水経由の観点からの土壌汚染の指標
- ・鉛及びその化合物（土壌含有量） 1600mg/kg
〔土壌含有量基準 = 150mg/kg〕
直接摂取の観点からの土壌汚染の指標

2 対応について

- ・検出箇所は事業場の敷地内であり、一般の人が立ち入れない場所であることを確認しています。
- ・周辺の飲用井戸の設置は確認できませんでした。
- ・今後、速やかに周辺の飲用以外の用途に供される井戸の地下水調査を行い、汚染の有無や汚染の広がりを把握します。
- ・土地所有者（報告者）は、全ての基準不適合土壌は掘削除去し適正に処分する予定です。

（参考）

水銀について

- ・健康への影響...中枢神経障害、腎臓障害を及ぼすといわれている。
- ・用途...電極、血圧計、体温計、水銀灯、蛍光灯等

鉛について

- ・健康への影響...疲労、頭痛、関節痛、胃腸障害、中枢神経障害、末梢神経障害を及ぼすといわれている。
- ・用途...鉛蓄電池、ハンダ、合金原料、銃弾、プラスチック安定化剤等